

「地域政策の総合化」の進捗状況について

令和 3 年 1 月 20 日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

目 次

○ 食料・農業・農村基本計画における「地域政策の総合化」の記載	3
○ 「地域政策の総合化」に向けた府省間等で連携した推進体制	5
○ 農山漁村の振興に係る府省間連携体制	6
○ 農山漁村地域づくりホットラインパンフレット	7
○ 地域づくり支援施策集（一覧表）	9

※農山漁村地域づくりホットラインURL <https://www.maff.go.jp/j/nousin/hotline/index.html>

〈食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）（抜粋）〉

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

2. 施策の推進に当たっての基本的な視点

（5）地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮

（略）このことから、農村を維持し、次の世代に継承していくため、農村を活性化する施策を講じ、「地域政策の総合化」を図ることが重要である。

「地域政策の総合化」に当たっては、①農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保、②安心して地域に住み続けるための条件整備、③地域を広域的に支える体制・人材づくりや農村の魅力の発信等を通じた新たな活力の創出の「三つの柱」に沿って、効果的・効率的な国土利用の視点も踏まえて関係府省が連携した上で都道府県・市町村、事業者とも連携・協働し、農村を含めた地域の振興に関する施策を総動員して現場ニーズの把握や課題解決を地域に寄り添って進めていく必要がある。

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（農村の振興）

第五条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（農村の総合的な振興）

第三十四条 （略）

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

○農林水産省設置法（平成11年法律第98号）

（任務）

第三条 農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とする。

2・3 （略）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十六 （略）

三十七 農山漁村及び中山間地域等（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

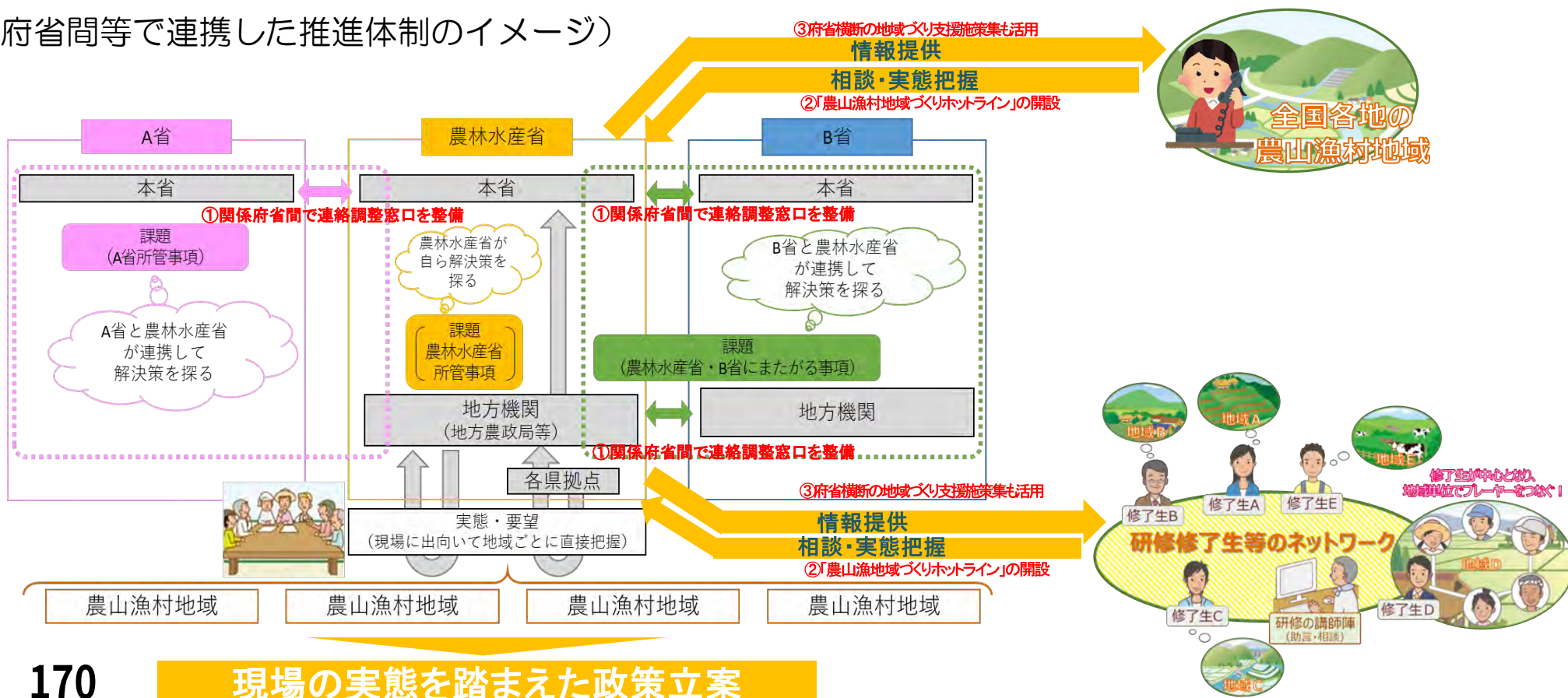
三十八～八十七 （略）

2 （略）

「地域政策の総合化」に向けた府省間等で連携した推進体制

- 農林水産省が中心となって、関係府省、地方自治体等と連携して、現場の課題解決を図る仕組みを構築。
 - ・ ①関係府省間で連絡調整窓口を整備、②農林水産省が、出先機関を活用して現場の実態・要望を把握するほか、「農山漁村地域づくりホットライン」を開設、③府省横断の地域づくり支援施策集を作成 ⇒令和2年12月22日公表
 - ・ 地方自治体に対し、部局横断的な推進体制の構築を呼びかけ
- 併せて、農山漁村政策を担う地方自治体の職員や地域づくりに意欲がある民間人材の育成を進める。
 - ・ 地域づくり人材研修の実施及び研修修了生等をつなぐネットワークの構築 ⇒令和3年度から

(府省間等で連携した推進体制のイメージ)



農山漁村の振興に係る府省間連携体制

＜府省間連絡調整窓口＞

R3.1月時点

府 省	部 局
農林水産省	農村振興局農村計画課農村政策推進室
内閣官房	まち・ひと・しごと創生本部事務局
総務省	地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室
文部科学省	総合教育政策局地域学習推進課 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
厚生労働省	社会・援護局地域福祉課 〃 障害福祉課
経済産業省	地域経済産業グループ地域企業高度化推進課 〃 地域産業基盤整備課 商務情報政策局情報技術利用促進課 ※各地方経済産業局にも連絡調整窓口を設置
国土交通省	国土政策局地方振興課
環境省	総合環境政策統括官グループ環境計画課企画調査室

農山漁村地域づくり ホットライン

農林水産省では、農山漁村の地域づくりを応援するため、地域の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。

このため、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等の皆様からの相談を受け付け、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設しました。

＜ホットラインでの主な支援内容＞

- ① 農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いし、相談者に寄り添い、ともに考えます
- ② 相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します
- ③ 参考となる全国各地の取組事例をご紹介します

※本ホットラインは、地域づくりに関する取組の後押しを目的としており、特定の個人への支援を目的としたご相談は対象となりません。

＜相談内容のイメージ＞

しごと



中山間地域での営農の確保



地域資源の磨き上げ



農村×福祉（農福連携）

- ① 中山間地域等の特性を活かした営農の実現
- ② 地域資源を活用した所得と雇用機会の創出（農山漁村発イノベーション）
例：農村×生物多様性、山村×観光などによる地域資源の高付加価値化 など

くらし



地域のビジョンづくり



地域内交通の確保・維持



配食サービス

- ① 地域の将来像についての話し合いやコミュニティ形成の場づくり
- ② 地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラ等の確保
例：情報通信環境や地域内交通の確保 など

活力



地域運営組織の形成



関係人口の創出



地域内外の若者の雇用

- ① 地域を持続的に支える体制づくり
- ② 関係人口の創出・拡大等を通じた地域を支える人材づくり
- ③ 「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用した若者等の活躍の場づくり など

【1. 本省及び地方農政局等のホットライン】

農林水産本省及び各地方農政局等にホットラインを開設しています。最寄りの地方農政局等へご相談下さい。

本省・地方農政局等			電話番号	メールアドレス	都道府県
農林水産省	農村振興局	農村計画課	03-3502-6001	chiikihotline@maff.go.jp	北海道
東北農政局	農村振興部	農村計画課	022-261-6734	chiikihotline_tohoku@maff.go.jp	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	農村振興部	農村計画課	048-600-0480	chiikihotline_kanto@maff.go.jp	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	農村振興部	農村計画課	076-232-4531	chiikihotline_hriku@maff.go.jp	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	農村振興部	農村計画課	052-223-4629	chiikihotline_tokai@maff.go.jp	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	農村振興部	農村計画課	075-414-9051	chiikihotline_kinki@maff.go.jp	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	農村振興部	農村計画課	086-224-9416	chiikihotline_chushi@maff.go.jp	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	農村振興部	農村計画課	096-300-6414	chiikihotline_kyushu@maff.go.jp	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府	沖縄総合事務局	農村振興課 農村活性化推進室	098-866-1652	kasseika.sodan.z2p@ogb.cao.go.jp	沖縄県

【2. 各県拠点のホットライン】

農林水産省では、全国の県域拠点に農業者・消費者・行政関係者の皆様からの、農政に関するご相談、事業や制度へのご質問などを受け付ける地方参事官ホットラインを設けています。このホットラインにおいて、農山漁村地域づくりホットラインの対応も行っています。

対応時間 平日 9時00分～17時00分

(注：相談内容を正確に把握するため、通話内容を録音させていただくことがあります。)

都道府県	県域拠点	電話番号	URL
北海道	札幌地域拠点	011-330-8821	https://www.maff.go.jp/hokkaido/sapporo/
	函館地域拠点	0138-26-7800	https://www.maff.go.jp/hokkaido/hakodate/
	旭川地域拠点	0166-30-9300	https://www.maff.go.jp/hokkaido/asahikawa/
	釧路地域拠点	0154-23-4401	https://www.maff.go.jp/hokkaido/kushiro/
	帯広地域拠点	0155-24-2401	https://www.maff.go.jp/hokkaido/obihiro/
	北見地域拠点	0157-23-4171	https://www.maff.go.jp/hokkaido/kitami/
青森県	青森県拠点	017-775-2151	https://www.maff.go.jp/tohoku/tiiki/aomori/
岩手県	岩手県拠点	019-624-1125	https://www.maff.go.jp/tohoku/tiiki/iwate/
宮城県	宮城県拠点	022-266-8778	https://www.maff.go.jp/tohoku/tiiki/miyagi/
秋田県	秋田県拠点	018-862-5611	https://www.maff.go.jp/tohoku/tiiki/akita/
山形県	山形県拠点	023-622-7231	https://www.maff.go.jp/tohoku/tiiki/yamagata/
福島県	福島県拠点	024-534-4142	https://www.maff.go.jp/tohoku/tiiki/hukusima/
茨城県	茨城県拠点	029-221-2184	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/ibaraki/
栃木県	栃木県拠点	028-633-3114	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/tochigi/
群馬県	群馬県拠点	027-221-1827	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/gunma/
埼玉県	埼玉県拠点	048-740-5835	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/saitama/
千葉県	千葉県拠点	043-224-5611	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/chiba/
東京都	東京都拠点	03-5144-5253	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/tokyo/
神奈川県	神奈川県拠点	045-211-0584	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/kanagawa/
新潟県	新潟県拠点	025-228-5216	https://www.maff.go.jp/hokuriku/nousei/niigata.html
富山県	富山県拠点	076-441-9305	https://www.maff.go.jp/hokuriku/nousei/toyama.html
石川県	石川県拠点	076-241-3154	https://www.maff.go.jp/hokuriku/nousei/ishikawa.html
福井県	福井県拠点	0776-30-1611	https://www.maff.go.jp/hokuriku/nousei/fukui.html
山梨県	山梨県拠点	055-254-6055	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/yamanashi/
長野県	長野県拠点	026-233-2500	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/nagano/
岐阜県	岐阜県拠点	058-271-4044	https://www.maff.go.jp/tokai/area/gifu/
静岡県	静岡県拠点	054-246-6211	https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/shizuoka/
愛知県	愛知県拠点	052-763-4492	https://www.maff.go.jp/tokai/area/aichi/
三重県	三重県拠点	059-228-3151	https://www.maff.go.jp/tokai/area/mie/
滋賀県	滋賀県拠点	077-522-4261	https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/siga/index_2012.html
京都府	京都府拠点	075-414-9015	https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kyoto/
大阪府	大阪府拠点	06-6943-9691	https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/osaka/index_2012.html
兵庫県	兵庫県拠点	078-331-5924	https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kobe/
奈良県	奈良県拠点	0742-32-1870	https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/nara/index_2.html
和歌山県	和歌山県拠点	073-436-3831	https://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/wakayama/index2012.html
鳥取県	鳥取県拠点	0857-22-3131	https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/tottori/
島根県	島根県拠点	0852-24-7311	https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/shimane/
岡山県	岡山県拠点	086-899-8610	https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/okayama/okayama.html
広島県	広島県拠点	082-228-9676	https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/hiroshima/
山口県	山口県拠点	083-922-5412	https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/yamaguchi/
徳島県	徳島県拠点	088-622-6131	https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/tokushima/
香川県	香川県拠点	087-883-6500	https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/kagawa/
愛媛県	愛媛県拠点	089-932-1177	https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/ehime/
高知県	高知県拠点	088-875-7236	https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/kochi/
福岡県	福岡県拠点	092-281-8261	https://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/
佐賀県	佐賀県拠点	0952-23-3131	https://www.maff.go.jp/kyusyu/saga/
長崎県	長崎県拠点	095-845-7121	https://www.maff.go.jp/kyusyu/nagasaki/
熊本県	熊本県拠点	096-300-6020	https://www.maff.go.jp/kyusyu/kumamoto/
大分県	大分県拠点	097-532-6131	https://www.maff.go.jp/kyusyu/oita/
宮崎県	宮崎県拠点	0985-22-5919	https://www.maff.go.jp/kyusyu/miyazaki/
鹿児島県	鹿児島県拠点	099-222-5840	https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/

※沖縄県のご相談は、「1. 本省及び地方農政局等のホットライン」の沖縄総合事務局農村振興課農村活性化推進室へお問い合わせ下さい。

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村政策推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号 電話 03-3502-6001

地域づくり支援施策集(一覧表)

No.	省庁名	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	令和2年度当初 予算 (単位:百万円)	連絡窓口担当者		事業URL	該当事項					
						所管府省 局庁・課室	電話番号		①中山間地 域等の特性 を生かした 営農と所得 の確保	②農村の地域 資源を活用 し、新たな事 業(農村発イ ノベーション) に取り組む	③地域を維 持するため の将来像を 話し合う	④地域に住み 続けるための 定住条件の整 備や生活イン フラを確保す る	⑤地域を支 える組織体 制や人材を 確保する	⑥地域の魅 力を発信する
1	農林水産省	フードサプライチェーンの環境 調和推進事業	持続可能な社会を実現するためには、生産から廃棄に至る フードサプライチェーンの各段階が協働し、脱炭素化や生物 多様性保全による地球環境対策に取り組むことが重要。さ らに環境と調和した製品に対する購買意欲の向上など消費 行動の変容、事業者への投資家によるESG投資を引き込む ため、地球環境対策の実践やその取組の「見える化」、ス テークホルダーとの対話に必要な調査等を実施する。	1 脱炭素型フードサプライチェーンの「見える化」の推進 脱炭素化技術の定量化手法の開発等 2 フードサプライチェーンにおける生物多様性保全の推進 農林水産省生物多様性戦略の見直しを行う有識者との検討会等 3 農山漁村と企業等の連携の推進 農山漁村におけるSDGs取組事例の整理や発信を行うセミナー等	25	大臣官房政策課環境 政策室	03-3502-8056	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/yosan.html		○				
2	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金 (地域での食育の推進)	・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を 継承し、伝えている国民を増やす。 ・農林漁業体験を経験した国民を増やす。 ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。	第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関係の目標達成に向けて、地域関係者が取り 組む、食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、日本型食生活の普及、食育を推進するリーダーの 育成等の食育活動を支援する。 ・事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体等 ・交付率:定額(1/2以内)	245の内数	消費・安全局消費者行 政・食育課	03-3502-5723	https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/index.html		○				
3	農林水産省	6次産業化の推進	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者と 多様な事業者が連携して行う6次産業化の取組等を支援す る。	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発 や販路開拓の取組、加工・販売施設等の整備の取組等を支援する。 ＜食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化関係について＞ ①6次産業化推進体制整備事業:定額 ②6次産業化推進支援事業:1/3以内(農福連携の発展の取組、市町村戦略に基づく取組は1/2以内) ③6次産業化施設整備事業 (3/10以内中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に定める地域別農業振興計画に基づく取組、市町村の6次産業化 等に関する戦略に基づく取組又は6次産業化・地産地消法等の認定を受けた日から2年以内に障害者等を雇用する取 組は1/2以内) (上限額1億円) ・事業実施主体:①都道府県、市町村 ②農林漁業者等、市町村、民間団体等 ③農林漁業者の組織する団体、中小企業者等 ＜6次産業化サポート事業＞ 6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等の育成、外食・中食等における国産食材の活用を支援するとともに、6 次産業化の優良事例の表彰等を通じた普及啓発を行う。 ・補助率:定額、委託 ・事業実施主体:都道府県、民間団体等	3,065の内数	食料産業局産業連携 課	03-6738-6474 03-6744-2063	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/gjika.html		○				
4	農林水産省	地域資源活用展開支援事業	地方公共団体や農林漁業者の組織する団体等が農山漁村 の地域循環資源を再生可能エネルギー等として活用し、地 域の持続可能な発展を目指す取組について、計画策定の サポートや関連事業者とのマッチング、相談窓口、情報発 信を支援する。	1. 計画策定支援 農山漁村の地域循環資源を再生可能エネルギー等の活用に行いたい地方公共団体や農林漁業者等の課題解決のた め、専門家が現場に赴き、事業計画策定のための課題整理、各種調査等のサポート、関係機器メーカー等とのマッチ ングを行う。 2. 相談窓口の設置 農山漁村の地域循環資源を再生可能エネルギー等として利用することに関して、課題を抱え取組が進まない等の地方 公共団体や農林漁業者等に対し、相談窓口を設置して専門家が課題解決に向けたアドバイス等を行う。 3. 全国的な推進・情報提供支援 農山漁村の地域循環資源を再生可能エネルギー等として活用した地域 活性化の先進的な取組について、情報発信や勉強会、バイオマス産業都市選定地域等を構成員とした推進協議会の体 制整備等を行う。 ・事業実施主体:民間団体等 ・交付率:定額	31	食料産業局バイオマス 循環資源課	03-6744-1508	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/seminar.html		○			○	○
5	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金 のうちメタン発酵消化液等の肥 料利用の促進事業	メタン発酵消化液等を肥料として地域で有効活用するた めの取組を支援する。	メタン発酵消化液を肥料としてほ場に散布するための費用を定額で支援する。 ①散布機材や実証(ほ場を用意し、メタン発酵消化液を実際にほ場に散布する(散布実証))。 ②散布実証の結果に加え、消化液の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、消化液を肥料として利用した際の効果 を実証する(肥効分析)。 ③検証の結果を整理し、普及啓発資料や研究会などを用いて、地域農業者等に消化液の利用を促すことで、利用範囲 を拡大する。 ・事業実施主体:民間事業者等 ・交付率:定額	2,534の内数	食料産業局バイオマス 循環資源課	03-6738-6479	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html		○				
6	農林水産省	畜産バイオマス地産地消緊急 対策事業	家畜排せつ物処理の円滑化を通じた生産コスト低減を図 るとともに、畜産・酪農経営のスマート化を後押しする新た な経営モデルを確立するため、畜産バイオマスを活用したバ イオガスピラントの導入を支援する。	家畜排せつ物等の畜産バイオマスを活用し、エネルギーの地産地消に資するバイオガスピラント等を導入するために必 要な調査・設計及び施設整備を支援する。 《要件》 ・エネルギー利用と肥料利用の複合利用に取り組むこと ・先進的な機器・技術を導入し、エネルギー地産地消に取り組むこと ・生産コスト削減等により、経営の生産性・収益力向上を実現すること 《支援対象施設》 前処理施設、発酵槽、ガスホルダー、発電機、熱利用施設、貯留槽 等 ・事業実施主体:畜産・酪農経営者等 ・補助率:1/2	1,000(元年度補 正)	食料産業局バイオマス 循環資源課	03-6738-6479	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html		○				
7	農林水産省	農山漁村振興交付金	農山漁村の自立及び維持発展に向け、都市と農山漁村の 双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出すると同 に、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連 産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することによ り、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇 用の増大を実現し、地域の活性化を図る。	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向 上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進する。 ・事業実施主体:地域協議会、市町村、農林漁業者の組織する団体 等 ・交付率:地域協議会 定額、地方公共団体1/2 等	9,805	農村振興局農村政策 部農村計画課 農村振興局農村政策 部地域振興課 農村振興局農村政策 部都市農村交流課 農村振興局整備部地 域整備課	農村振興局農村政策部農 村計画課 03-6744-2203 農村振興局農村政策部地 域振興課 03-3502-6286 農村振興局農村政策部都 市農村交流課 03-3502-5946 農村振興局整備部地域整 備課 03-3501-0814	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html	○	○	○	○	○	○
8	農林水産省	中山間地域等直接支払交付 金	中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加 等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多 面的機能の低下が懸念されるため、農業者等に中山間地 域と平地の農業生産条件の不利を補正するための交付金 を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持 を図る。	中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活 動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付する。 ・事業実施主体:農業者の組織する団体等 ・補助率:定額	26,100	農村振興局農村政策 部 地域振興課中山間地 域・日本型直接支払室	03-3501-8359	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/	○		○		○	○

No.	省庁名	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	令和2年度当初 予算 (単位:百万円)	連絡窓口担当者		事業URL	該当事項					
						所管府省 局庁・課室	電話番号		①中山間地 域等の特性 を生かした 営農と所得 の確保	②農村の地域 資源を活用 し、新たな事 業(農村発イ ノベーション) に取り組む	③地域を維 持するため の将来像を 話し合う	④地域に住み 続けるための 定住条件の整 備や生活イン フラを確保す る	⑤地域を支 える組織体 制や人材を 確保する	⑥地域の魅 力を発信する
9	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援する。	市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援する。 ○侵入防止柵(再編整備含む)、ジビエ処理加工施設(保冷車等含む)、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備等※〔1/2以内、侵入防止柵の資材費のみ交付対象とする場合は定額支援〕 ○地域ぐるみの被害防止活動、ジビエ利用拡大の取組、スマート捕獲、捕獲現場及びジビエ処理加工現場でのOJT研修を支援〔1/2以内、取組状況に応じた限度額内で定額支援〕 ○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援〔2,300万円以内を定額支援〕 ○捕獲活動経費の直接支援〔獣種やジビエ利用の有無に応じた上限単価以内で定額支援〕 ○未利用部位等のペットフード等への活用に向けた新規用途調査等〔定額〕 ○ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額〕 等 ・事業実施主体:都道府県、地域協議会、民間団体等 ・交付率:定額(1/2以内等)	10,010	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室	03-3502-6041	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html	○	○		○	○	○
10	農林水産省	土地改良施設維持管理適正化事業	農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図る。	施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修等)の実施等	3,312	農村振興局整備部土地改良企画課	03-3502-6006	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/dantaishidou,riyoucousei.html				○		
11	農林水産省	多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。	【農地維持支払】 農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動等を支援する。 【資源向上支払】 地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。 ・事業実施主体:農業者等の組織する団体 ・補助率:定額	48,652	農村振興局整備部農地資源課	03-6744-2447	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html			○		○	
12	農林水産省	農山漁村地域整備交付金	地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。	1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施する。 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施する。 ①農業農村分野:農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等 ②森林分野:予防治山、路網整備等 ③水産分野:漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等 3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できる。 また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能。 ・事業実施主体:都道府県、市町村等 ・交付率:定額(1/2等)	94,275	(農業農村分野) 農村振興局整備部地域整備課 (森林分野) 林野庁森林整備部計画課 (水産分野) 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-6744-2200 03-3501-3842 03-6744-2392	https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html	○	○		○		
13	農林水産省	農山漁村地域整備交付金	地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。	1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施する。 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施する。 ①農業農村分野:農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等 ②森林分野:予防治山、路網整備等 ③水産分野:漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等 3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できる。 また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能。 ・事業実施主体:都道府県、市町村等 ・交付率:定額(1/2等)	94,275	(農業農村分野) 農村振興局整備部地域整備課 (森林分野) 林野庁森林整備部計画課 (水産分野) 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-6744-2200 03-3501-3842 03-6744-2392	https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html	○	○		○		
14	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農の確立を支援するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施する。	○中山間地域の特色を活かした営農の確立のため、農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保と農業の維持・発展を図るために農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域を対象に事業を実施する。 ○下記①に付随して②を一体的に実施する。 ①農業生産基盤整備 所得確保のための、農地の区画整理、農業水利施設・暗渠排水 国土保全のための農用地保全施設 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等 ②農村振興環境整備 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設 高収益作物の導入に取り組む新規就農者の滞在や宿泊にも利用可能な施設 高収益作物の導入に取り組むための農業施設 等 ・事業実施主体:都道府県、市町村 ・交付率:55%等	5,000	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-7625	https://www.maff.go.jp/j/g_biki/hojyo/02/07/200_0706.html	○	○		○		
15	農林水産省	「緑の人づくり」総合支援対策のうち、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業	森林・林業への新規就業者の確保・育成に対する給付金の支給等を行う。	就業ガイダンス及び林業作業士(フォレストワーカー)研修(集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修)等に必要な経費を支援する。 ・事業実施主体:民間団体等、林業経営体 ・交付率:定額	4,230	林野庁経営課	03-3502-8048	https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/03.html		○			○	
16	農林水産省	林業・木材産業成長産業化促進対策のうち、木質バイオマス利用促進施設整備	木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営体との連携を前提に行う木質バイオマス利用促進施設の整備を支援する。	地域連携の下で熱利用又は熱電供給に取り組む「地域内エコシステム」を中心に、木質バイオマスの供給・利用を促進するため、木質チップ、ペレット等の燃料製造施設や木質資源利用ボイラー等の整備を支援する。 ・事業実施主体:地方公共団体、民間事業者 等 ・交付率:1/2、1/3、15/100 等	8,604の内数	林野庁木材利用課	03-6744-2297	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html		○				
17	農林水産省	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち、「地域内エコシステム」構築事業	山村地域で、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組である「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成や技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援する。	1 「地域内エコシステム」モデル構築事業 「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、地域の実情に応じ、①F/S調査(実現可能性調査)を行った地域を対象にした関係者による合意形成のための地域協議会の立ち上げ・運営(人材育成を含む。)、②木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組を支援する。 2 「地域内エコシステム」サポート事業 「地域内エコシステム」の構築に必要なとなる技術的なサポートを行うため、電話相談や技術者の現地派遣、サポートの実施に必要な各種調査等を行う取組を支援する。 ・事業実施主体:民間団体 等 ・補助率:定額	269	林野庁木材利用課	03-6744-2297	http://wb-ecosys.jp/		○	○		○	
18	農林水産省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	山村における過疎化・高齢化の進行に伴い、これまで地域住民や森林所有者等が行ってきた様々な資源利用を通じて保たれていた水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の多面的機能の発揮が難しくなっているといった課題に対し、山村地域の住民が協力して里山林をはじめとする地域の森林の保全管理やこれら森林資源の利活用を実施していく体制を整えることにより、森林の多面的機能を維持発揮させていくとともに、山村の振興を図る。	森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。 ・事業実施主体:地域協議会(地域協議会から保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付) ・交付率:定額、1/2、1/3以内 ・上限額:1活動組織当たり500万円/年	1,353	林野庁森林整備部森林利用課	03-3502-0048	https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html			○	○		

No.	省庁名	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	令和2年度当初 予算 (単位:百万円)	連絡窓口担当者		事業URL	該当事項					
						所管府省 局庁・課室	電話番号		①中山間地 域等の特性 を生かした 農業と所得 の確保	②農村の地域 資源を活用 し、新たな事 業(農村発イ ノベーション) に取り組む	③地域を維 持するため の将来像を 話し合う	④地域に住み 続けるための 定住条件の整 備や生活イン フラを確保す る	⑤地域を支 える組織体 制や人材を 確保する	⑥地域の魅 力を発信する
19	農林水産省	新たな森林空間利用創出対策のうち、「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業	地方の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を多様な分野で活用する「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援する。	健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援する。 ①「森林サービス産業」モデル事業の実施 ②「森林サービス産業」創出に向けた課題解決型研修会の実施 ③課題共有・解決のための効果分析・情報発信 ・事業実施主体:民間団体等 ・交付率:定額	55	林野庁森林利用課	03-3502-0048	https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou.html		○				
20	農林水産省	森林整備事業	森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を実現し、国土強靱化や地球温暖化防止等にも貢献するため、間伐や主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進する。	再造林や間伐、路網整備等 ①再造林や間伐等の森林整備を推進することで、健全な森林を育成する。 ②森林資源が充実した区域等において、路網をバランスよく整備する。 等	122,261	林野庁整備課	03-6744-2303	https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html				○		
21	農林水産省	シカ等による森林被害緊急対策事業	シカによる森林被害を防止し、林業の成長産業化の実現と国土保全を図るため、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等の取組のモデル的な実施やICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施する。また、シカ被害が深刻な奥地天然林等において、国土保全のためのシカ捕獲事業を実施する。	①再造林を実施する箇所を重点的に、林業関係者が主体となったシカの広域かつ計画的な捕獲をモデル的に実施するとともに、GPS等によるシカの行動把握を実施する。 ②シカの生息密度と食害状況を基に、被害発生リスクの調査分析等を行う。 ③モデル事業実施地域等において、地域の環境条件等を踏まえつつ捕獲頭数等実績と地域の取組との関係を比較分析し、シカの捕獲手法の効果的な普及に資するマニュアルの整備等を実施する。 ④効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施する。 ⑤シカ被害が深刻な国有林野内の奥地天然林等において、森林の持つ国土保全機能の維持増進を図るため、効率的なシカ捕獲事業を実施する。	160	林野庁研究指導課	03-3502-1063					○		
22	農林水産省	水産多面的機能発揮対策	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。	漁業者、地域住民、PTA、NPO等で構成する活動組織が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する海難救助や藻場・干潟の保全など地域の取組に対し支援する。 ・事業実施主体:地域協議会、都道府県、市町村等 ・補助率:定額 ・上取組:1活動組織当たり国費2,000万円	2,299	水産庁漁港漁場整備部計画課	03-3501-3082	https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html		○		○		
23	農林水産省	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設等の整備を支援する。	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設等の整備を支援する。 ・事業実施主体:都道府県、市町村、漁業協同組合等 ・交付率:定額(1/2以内等)	2,004の内数	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-6744-2391	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/	○					
24	内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	地域の成長・雇用創出を担う地域人材の強化に向けて切れ目なく支援を行う。	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し、指導・助言を行う。	1	地方創生推進事務局	03-5510-2167	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html		○	○		○	
25	内閣府	地方創生推進交付金	第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援する。	・地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援。 ・KPIを設定の上、PDCAサイクルを整備することが必要。 (対象事業の例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化	100,000	地方創生推進事務局	03-3581-4213	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html	○	○	○	○	○	○
26	内閣府	関係人口創出・拡大のための対流促進事業	地域との関わりを求める都市住民等と地域のニーズとのマッチング支援や、地域と人材をつなぐコーディネーターの設置など中間支援を行う民間主体のモデル的な取組を支援し、地方公共団体等との連携を推進する。また、全国レベルにおいて、各地域における「関係案内所」などの取組に関する情報を調査、共有し、ネットワーク化を図る仕組みなどを構築し、関係人口の創出・拡大を図る地方公共団体等の取組を加速化する。	①民間事業者等を主体とした都市住民と地域ニーズとのマッチング支援等の取組に関するモデル事業を実施する。 ②地方公共団体、民間事業者等を会員とするプラットフォームを設立し、全国フォーラム、研修会等の開催、調査、事例集等を作成し、先進事例の横展開を図る。	100	地方創生推進室	03-5510-2457			○			○	○
27	総務省	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造する。	地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、本交付金により自治体の初期投資の補助を支援する。	900の内数	地域力創造グループ地域政策課	03-5253-5523	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html	○	○				
28	総務省	地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	地域資源を活かした分散型エネルギーシステムの構築を推進し、地域での経済循環を創造する。	地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。	900の内数	地域力創造グループ地域政策課	03-5253-5523	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html		○	○	○		
29	総務省	ふるさとワーキングホリデー	地方への「ヒト・情報」の流れを新たに創出するため、移住にまで至らずとも地域に想いを寄せる人々に対して、当該地域と関わる機会を提供することを目的に、地方公共団体の取組である「ふるさとワーキングホリデー」の積極的な推進を図る。	都市部の若者などが、一定期間地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通して、地域での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深める機会を提供する地方公共団体の取組である「ふるさとワーキングホリデー」について、参加者向けの説明会やポータルサイトの運用等の総合広報を実施し、地方公共団体の取組を支援する。 【特別交付税措置】 参加者の募集や活動支援等のふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費(1,500万円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に5,000円を乗じた額を上限)について1/2を特別交付税により支援。	40	地域力創造グループ地域政策課	03-5253-5523	https://furusato-work.jp/	○	○			○	○
30	総務省	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに、地域力の維持・強化を図る。	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。 【特別交付税措置】 隊員の活動に要する経費、隊員の募集等に要する経費について特別交付税により支援。 ※活動に要する経費:隊員1人あたり440万円(報償費等240万円)を上限 ※起業・事業承継に要する経費:協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円を上限 ※募集等に要する経費:1自治体あたり200万円を上限	154	地域力創造グループ地域自立応援課	03-5253-5394	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html		○		○	○	○
31	総務省	移住・交流情報ガーデン	地方移住希望者等へ、居住・就労・生活支援に係る情報提供や相談を一元的に行う。	地方への移住・交流関連の情報提供や相談支援の一元的な窓口となる「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口至近に常時開設し、一般的な移住相談に加え、厚労省や農水省と連携し、地方での就職や就農に関する相談にも対応している	90	地域力創造グループ地域自立応援課	03-5253-5392	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zenkokuijyu_jiyukouryu.html						○
32	総務省	関係人口創出・拡大事業	地域外の者が「関係人口」として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体を支援する。	令和2年度は、関係人口が地域と継続的に深くつながる事例を創出・発掘するため、関係人口と地域との継続的な協働事業や関係人口も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体をモデル団体として採択する。モデル団体の事業の内容、成果を調査、研究し、深化した関係人口に関する取組を、全国の地方公共団体等に対して、成果報告会の実施や調査報告書のとりまとめを通じて広く周知する。	241	地域力創造グループ地域自立応援課	03-5253-5391	https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/		○	○		○	○
33	総務省	地域おこし企業人交流プログラム	市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地方圏へのひとの流れを創出を図る。	市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地方圏へのひとの流れを創出を図る。 【特別交付税措置】 企業人の受入の期間前に要する経費(募集経費等)、企業人の受入れに要する経費、企業人が発案・提案した事業に要する経費について特別交付税措置。	—	地域力創造グループ地域自立応援課	03-5253-5392	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03100070.html		○			○	○
34	総務省	サテライトオフィス・マッチング支援事業	地方公共団体と企業のマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。	地方公共団体と民間企業とのマッチング機会を提供するためマッチングセミナーを開催。	10	地域力創造グループ地域自立応援課	03-5253-5392					○		○
35	総務省	地域運営組織	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた支援を行う。	【特別交付税措置】 地方公共団体による、地域運営組織の運営・形成支援に関する経費や収益事業の起業に係る経費について特別交付税により支援。 ※措置率0.5 ※財政力補正あり	—	地域力創造グループ地域振興室	03-5253-5533				○		○	

No.	省庁名	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	令和2年度当初予算 (単位:百万円)	連絡窓口担当者		事業URL	該当事項					
						所管府省 局庁・課室	電話番号		①中山間地域等の特性を生かした農業と所得の確保	②農村の地域資源を活用し、新たな事業(農村発信バージョン)に取り組む	③地域を維持するための将来像を話し合う	④地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラを確保する	⑤地域を支える組織体制や人材を確保する	⑥地域の魅力を発信する
36	総務省	特定地域づくり事業協同組合制度	地域の人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保予備その活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。	人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業(無期雇用職員に限る。))を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにする。	500 ※予算計上は内閣府	地域力創造グループ地域振興室	03-5253-5534	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html	○	○	○	○	○	
37	総務省	子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができる。 また、このような体験を通じて、特に地方を知らない都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の地方へのUJターン基礎を形成することが期待できる。	総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省による連携事業。農林漁業体験や宿泊体験、地域住民との交流を通じて、子供たちの生きる力を育むとともに、交流の創出による地域の再生や活性化を目的として、取組を推進する。 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受け側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援する事業、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを実施。 【特別交付税措置】 次の要件を満たす事業について特別交付税措置により支援。 ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること ※措置率0.5	30	地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室 (関係府省:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省)	03-5253-5394	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kodomo.html					○	○
38	総務省	外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う。	市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家(※総務省地域人材ネット登録者＝地域力創造アドバイザー)を年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、助言を得る。 【特別交付税措置】 外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者に対する旅費・謝金(報償費)、ワークショップ等に係る経費(印刷費、車両・会場借上費に限る。))について、専門区分、財政力指数に応じて最大560万円を上限として措置。	—	地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室	03-5253-5392	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html		○	○		○	○
39	総務省	集落支援員	過疎地域等の集落では、人口減少と高齢化により、生活扶助機能の低下等の様々な問題が発生していることから、住民と行政が連携して集落の課題解決に取り組むことを促進する。	地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と地方自治体の間での話し合いの促進等を実施する。 【特別交付税措置】 集落支援員の設置、集落点検及び話し合いの実施に要する経費等について特別交付税により支援。 ※支援員1人あたり395万円を上限(兼任の場合、1人あたり40万円を上限)	—	地域力創造グループ過疎対策室	03-5253-5536	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html			○	○	○	
40	総務省	過疎地域等自立活性化推進交付金	過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための取組を支援することにより、過疎地域等の自立活性化を推進する。	○地域運営組織等が実施する事業(※申請は市町村から提出) ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における地域運営組織等の取組を支援 ○過疎市町村が実施する事業 ・過疎地域等自立活性化推進事業 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で、波及性のあるソフト事業を支援 ・過疎地域集落再編整備事業 過疎地域において定住を促進するための住宅団地造成等を支援 ・過疎地域遊休施設再整備事業 過疎市町村が所有する遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図るための取組を支援	690	地域力創造グループ過疎対策室	03-5253-5536	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	○	○	○	○	○	○
41	総務省	地方大学の力を活用した雇用創出・若者定着の促進事業	大学進学時や就職時の学生に直接働きかけことや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であるため、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の推進を図る。	地方公共団体と地方大学が協定を締結し、大学の様々なポテンシャルを活かして、地域全体でブランド商品の開発や6次産業化、高度人材確保による起業支援、地域の課題解決等の取組を実施することにより、地域の雇用創出や若者定着等の取組を支援する。 【特別交付税措置】 地方公共団体の負担した経費について特別交付税措置。 ※措置率0.8 ※財政力補正あり ※1団体あたり1,200万円を上限	—	自治財政局財務調査課	03-5253-5647	https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000109.html		○			○	
42	総務省	高度無線環境整備推進事業	高速・大容量の無線通信の前提となる伝送路設備の整備等を推進し、電波の能率的な利用の確保を図る。	条件不利地域(過疎地、辺地、離島など)において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備(光ファイバ)やそれに伴う局舎内設備を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。	5,266 (1次補正3,030 2次補正50,155)	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室	03-5253-5866	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html				○		
43	文部科学省	運動・スポーツ習慣化促進事業	多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するため、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能なものとする。	行政と域内の関係団体(民間事業者、スポーツ団体、医療機関・健康関連団体、大学等)が一体となって行う多くの地域住民に対するスポーツへの参画機会提供を支援する。	180	スポーツ庁健康スポーツ課	03-5353-4111(内線2998) 03-6734-2688(直通)			○				
44	文部科学省	スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業	スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することにより、スポーツによる持続的なまちづくり・地域活性化の促進を図る。	地方自治体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくり・地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」の設立やモデル的な活動を支援する。 ・補助率:定額	65	スポーツ庁参事官(地域振興担当)	03-5253-4111(内線3931)	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1372561.htm		○				○
45	文部科学省	劇場・音楽堂等活性化事業(令和2年度は、劇場・音楽堂等機能強化推進事業)	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年法律第49号。以下「劇場法」という。))の規定を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等(劇場法第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等をいう。以下同じ。))の公演事業、人材養成事業及び普及啓発事業並びに劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に対して補助することにより、我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する。	文化拠点である劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成を支援すること等により、劇場・音楽堂等の活性化や地域コミュニティの創造と再生を推進する。 ・補助率:補助対象経費の1/2を上限に補助(劇場・音楽堂等間のネットワーク形成への支援は事業に要する旅費及び運搬費の合計額を上限)	2,431	文化庁企画調整課	03-5253-4111(内線3143)			○				○
46	文部科学省	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。 ・補助率:原則50%、上限85%	26,024	文化庁文化資源活用課	03-5253-4111(内線2863・2871)	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html		○				○
47	文部科学省	国際文化芸術発信拠点形成事業	文化芸術を社会の基盤と位置づけ、文化資源によって付加価値を生み、社会的・経済的な価値を創出することにより、文化芸術立国の実現を図る。地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人(インバウンド)の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を大胆に巻き込みつつ他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組を支援する。	905	文化庁参事官(芸術文化担当)付国際発信拠点担当	03-5253-4111(内線2836)	http://www.kokusaiyoten.bunka.go.jp/		○				○

No.	省庁名	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	令和2年度当初 予算 (単位:百万円)	連絡窓口担当者		事業URL	該当事項					
						所管府省 局庁・課室	電話番号		①中山間地 域等の特性 を生かした 営農と所得 の確保	②農村の地域 資源を活用 し、新たな事 業(農村発イ ノベーション) に取り組む	③地域を維 持するた めの将来像 を話し合う	④地域に住み 続けるた めの定住条件の整 備や生活イン フラを確保す る	⑤地域を支 える組織体 制や人材を 確保する	⑥地域の魅 力を発信する
48	文部科学省	地域の文化財の保存及び活 用に関する総合的な計画等策 定支援事業	地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を 図るため、都道府県が作成する「文化財保存活用大綱」や 市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」等の作成等 事業を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派 遣や文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財 保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。	「文化財保存活用地域計画」等の策定等に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を 支援するとともに、小規模市町村への有識者の派遣や「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実施する。 ・補助率: 定額	245	文化庁地域文化創生 本部	075-330-6720(内線 1024)	https://www.bunka.go.jp/seis aku/bunkazai/joseishien/chii ki_kasseika/r02_sogokatsuyo/		○				○
49	文部科学省	文化財総合活用推進事業(地 域文化遺産活性化事業)	地域の無形の民俗文化財の後継者養成等により、文化財 の確実な継承基盤を整え、総合的な情報発信や普及啓発 等の取組を併せて実施することで地域を活性化する。	地方公共団体が、観光等の観点で戦略的な事業実施計画を策定。当該計画に基づき、文化財の保護団体等が行う活 用のための情報発信・人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化財継承のための取組を支援する。 実施計画の進捗状況の評価によりさらに効果的な実施を促進する。 ・補助率: 定額	1,078	文化庁地域文化創生 本部	075-330-6720(内線 1024)	https://www.bunka.go.jp/seis aku/bunkazai/joseishien/chii ki_kasseika/r02_sogokatsuyo/		○				○
50	文部科学省	文化芸術創造拠点形成事業	2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体と なって取り組む文化芸術事業を支援することにより、地方公 共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上さ せるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひい ては地域の活性化に寄与することを目的とする。	地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や、 地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組を支援する。 ・補助率: 補助対象経費の1/2を上限	1,001	文化庁地域文化創生 本部	075-330-6737(直 通)	https://www.chiikiglocal.go.jp /index.html						○
51	厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域 等における各地域の課題・実情を踏まえた自発的な雇用活 性化の取組を支援。	＜A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組＞ 魅力ある雇用の確保を図る、新分野進出、販路拡大、生産向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会等を実施。 ＜B 人材育成の取組＞ 地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る、地域農産品の知識・取扱い・加工等や職業スキル (IT、接客等)を学ぶ講習会等を実施。 ＜C 就職促進の取組＞ A、Bを利用した事業主・求職者やUIJターン就職希望者を対象にハローワークと連携した合同企業説明会・就職面接会 等を実施。 対象地域の市町村、経済団体等で構成される協議会が、地域の特性を生かした重点分野を設定したうえで、当該重点 分野における雇用活性化に関する自主性・創意工夫ある事業構想を策定し、提案する。 提案された事業構想の中から、「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保、地域の活性化などが期待できるもの をコンテスト方式で選抜したうえで協議会に委託して実施する。	1,027	職業安定局地域雇用 対策課	03- 3593-2580	https://www.mhlw.go.jp/stf/n ewpage_03839.html		○			○	
52	厚生労働省	地域雇用開発助成金(地域雇 用開発コース)	雇用機会が厳しい地域等において、事業所の設置・整備を 行い、求職者を雇い入れた事業主を支援することにより、地 域の雇用の創出及び安定を図る。	地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域において事業所の設置・整備を行う とともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助 成する。	2,466	職業安定局地域雇用 対策課	03- 3593-2580	https://www.mhlw.go.jp/seisa kunitsuite/bunya/koyou_roud ou/koyou/kyufukin/chiki_koy ou.html					○	
53	厚生労働省	農林漁業就業支援事業	農林漁業の人材確保のため、関係機関と連携しての情報収 集・提供、合同企業面接会の実施、農林漁業が盛んな地域 等での「農林漁業就職支援コーナー」による職業相談を実 施する。	以下の事業を農林水産省等関係機関との連携の下、労働局・ハローワークで実施。 ・労働局に職業相談員を1名ずつ配置(計47名)し、農林漁業の就業支援や、合同就職面接会、協議会等を実施。 ・農林漁業が盛んな地域及び大都市圏のハローワーク10 箇所に、農林漁業就職支援コーナーを設置し、各所1名ずつ 配置する職業相談員(計10名)による専門的な情報提供等を実施。	241	職業安定局 雇用開発企画課農山 村雇用対策室	03-5253-1111 (5850)	-	-	-	-	○	-	
54	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金 (内数)	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護 従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質高い医 療提供体制構築」と「地域包括ケアシステムの構築」のた め、消費税増収分等を活用した財政支援制度(基金)を創 設。	消費税増収分等を活用した財政支援制度(基金)を創設し、各都道府県は都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事 業を実施。	134521	医政局 地域医療計画課 医 師確保等地域医療対策室 老健局 高齢者支援課 老健局 認知症施策・地域介 護推進課	(代表電話) 03 (5253) 1111				○	○		
55	経済産業省	地域企業イノベーション支援事 業	地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合 的な支援体制を強化するとともに、地域企業による新事業 のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策 定等を支援する。	地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦を促すため、以下の取組等を実施する。 ①地域のイノベーションを支える支援機関(大学、公設試、金融機関等)からなる支援ネットワークの構築 ②支援ネットワークが新事業に取り組む地域企業群に提供する、事業の立ち上げから市場獲得までの、事業の成長段 階に応じた総合的な支援(事業戦略策定、事業体制整備、研究開発、販路開拓、ノウハウ提供など)	1,090	経済産業省地域経済 産業グループ地域企業 高度化推進課	03-3501-0645	https://www.meti.go.jp/infor mation/publicoffer/kobo/202 0/k200203001.html		○			○	
56	経済産業省	地域・企業共生型ビジネス導 入・創業促進事業	地域において過疎化が進む一方で、地域・社会課題は多様 化・複雑化しており、地方公共団体やNPO法人等の地域内 の関係主体だけで課題に対応していくことが困難になりつつ ある。 このため、地域内外問わず、事業の実施主体となる中小企 業等が、地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題 解決と収益性との両立を目指す取組み(「地域と企業の持 続的共生」)を支援する。	中小企業等(大企業との連携を含む)が、自らもしくは複数社で連携し、①隣接した複数地域、または②点在する複数地 域から抽出して東ねられた課題解決の取組みや、付加価値を向上させる取組みを支援する。 【補助率:2/3以内、補助対象:中小企業等※】 ※中小企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人	500の内数	経済産業省地域経済 産業グループ地域産業 基盤整備課	03-3501-1677	https://www.meti.go.jp/main/ yosan/yosan_fy2020/pr/ip/ch iiki_04.pdf		○		○		
57	経済産業省	JAPANブランド育成支援等事 業	人口減少等により内需が弱く、中小企業が海外需要等 を獲得し付加価値を高めていくために必要な、市場ニーズ に対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組 に対して補助。	①全国・海外展開等事業: 中小企業等が、海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組み(新商品・ サービス開発やブランディング等)を行うとき、その経費の一部を補助。 ・補助上限額500万円(複数者による共同申請の場合は上限2000万円。ECやクラウドファンディングなどを活用した取組 を重点的に支援。) ・補助率2/3、1/2 ②支援事業型: 民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド 需要の獲得に関する支援(調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等)を行うとき、その経費 の一部を補助。 ・補助上限額2000万円 ・補助率2/3、1/2	1,000	中小企業庁 創業・新 事業促進課	03-3501-1767	https://www.chusho.meti.go.j p/shogyo/ chiiki/japan_brand/2020/2002 25Jbrand-koubou.html		○				○
58	経済産業省	商店街活性化・観光消費創出 事業	インバウンドや観光等によって、地域外や日常の需要以外 から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すこ とで商店街における消費の喚起につなげる。	地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り 込む商店街の取組を支援する。 具体的には、(1)インバウンド・観光需要を取り込む環境整備に必要な取組、(2)インバウンド・観光需要を取り込むイベ ント等の取組、(3)専門家派遣事業に対して支援する。 ・補助対象者: 商店街組織、商店街組織と民間事業者の連携体 ・補助率: (1)、(2)の事業 2/3 (3)の事業 定額 ・上限額: (1)～(3)の事業の合計額で2億円	3,000	中小企業庁商業課 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室	03-3501-1929	https://www.chusho.meti.go.j p/shogyo/shogyo/2020/2001 31kankou.html				○	○	○
59	国土交通省	地域公共交通確保維持改善 事業	地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域 公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフ リー化、地域鉄道の安全性の向上に資する設備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。 ・補助率: 1/2以内、1/3以内など(事業により異なる) ※詳細については、https://www.mlit.go.jp/common/001371167.pdf 参照	20,400	総合政策局公共交通 政策部交通支援課	03-5253-8396	https://www.mlit.go.jp/sogos eisaku/transport/sosei_trans port_tk_000041.html				○		
60	国土交通省	手づくり郷土賞 (てづくりふるさとしょう)	全国各地で個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組みを 推進する。	「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、平成30年度で33回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅力や個性 を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」 として表彰するとともに、好事例として広く紹介する。		総合政策局公共事業 企画調整課	03-5253-8912	https://www.mlit.go.jp/sogos eisaku/region/te dukuri/		○				○
61	国土交通省	「小さな拠点を核とした」ふる さと集落生活圏」形成推進事 業	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落 に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落と ネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進 する。	モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等における生活機能の再編・集約するための既 存施設の改修等	62	国土政策局地方振興 課	03-5253-8403	https://www.mlit.go.jp/kokud oseisaku/chisei/crd_chisei_tk _000021.html				○		

No.	省庁名	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	令和2年度当初 予算 (単位:百万円)	連絡窓口担当者		事業URL	該当事項					
						所管府省 局庁・課室	電話番号		①中山間地 域等の特性 を生かした 農業と所得 の確保	②農村の地域 資源を活用 し、新たな事 業(農村発イ ノベーション) に取り組む	③地域を維 持するため の将来像を 話し合う	④地域に住 み続けるた めの定住条 件の整備 や生活イン フラを確保 する	⑤地域を支 える組織体 制や人材を 確保する	⑥地域の魅 力を発信す る
62	国土交通省	地域づくり表彰	地域活性化の優良事例を表彰することにより、地域間の連携と交流によって地域の個性ある自立を広範囲にわたり促進し、地域づくりの奨励を図る。	創意と工夫を活かした優れた自主的活動で、広域的な地域づくりを通して、地域の活性化に顕著な功績のあった優良事例を表彰する。	—	国土政策局地方振興課	03-5253-8403	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000020.html		○				○
63	国土交通省	都市再生整備計画事業	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ること。	都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い対象事業に対し、交付金を交付する。 ・補助率:概ね40%以内、45%以内、1/2以内	社会資本整備総合交付金 7,627億円の内数	都市局市街地整備課	03-5253-8412	https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html				○		○
64	国土交通省	景観・歴史を大切にしたまちづくり(歴史まちづくりの推進)	歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与する。	歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定し、当該計画に基づく市町村の取組に対し各事業により重点的に支援する。	社会資本整備総合交付金 762.652百万円の内数	都市局公園緑地・景観課	03-5253-8954	https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001352086.pdf						○
65	国土交通省	景観改善推進事業	歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を支援する。	景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。	130	都市局公園緑地・景観課	03-5253-8954	https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000046.html						○
66	国土交通省	空き家再生等推進事業	空家等対策計画に定められた地区について、居住環境の整備改善を図る。	居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う地方公共団体の取組を支援する。	社会資本整備総合交付金 7,627億円(令和2年度)の内数 防災・安全交付金 10,388億円(令和2年度)の内数	住宅局住宅総合整備課住環境整備室	03-5253-8508					○		
67	国土交通省	街なみ環境整備事業	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進する。 ・補助対象:地方公共団体、法定協議会 ・補助率:1/2、1/3	社会資本整備総合交付金 7,627億円の内数	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517	https://www.mlit.go.jp/comm on/001016916.pdf				○		○
68	国土交通省	観光地域づくり相談窓口の設置	観光による地方創生の一層の推進のため、観光地域づくりの取組について地域の方々が相談できる場として、観光庁および地方運輸局等に窓口を開設する。	観光庁及び全国の運輸局に「観光地域づくり相談窓口」を設置し、観光による地域活性化を目指す地域の方々を対象に、関連施策の紹介や、関係省庁への仲介などを行うことで地域の取組を支援する。	—	観光庁観光地域振興課	03-5253-8328	https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/madoguchi.html	○					
69	国土交通省	観光地域づくり事例集作成	観光による地方創生の一層の推進のため、観光地域づくりに取り組まれる方々の参考となるよう事例をとりまとめ周知する。	地域における観光振興の取組を効率的に進めるためには、各地域の取組の情報・ノウハウ等をその他の地域に有効に活用していくことが極めて重要であることから、各地の観光振興の取組事例等を調査し、その結果をとりまとめて事例集を作成する。	—	観光庁観光地域振興課	03-5253-8328	https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/ikiiki.html	○					
70	国土交通省	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進する。	訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、日本政府観光局と地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。	761	観光庁観光地域振興課	03-5253-8327	https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouiki shuyu.html	○					
71	環境省	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業	① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備 ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成 ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等 ④ 戦略的な広報活動	「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。 ①地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。 ②地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。 ③先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。 ④都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動(シンポジウム の開催、国内外への発信)等を実施することにより、取組の横展開を図る。	500	大臣官房環境計画課	03-5521-8328	http://chiikijunkan.env.go.jp/	○	○			○	
72	環境省	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	① 日本の国立公園のブランドイメージを確立し、インパウンドの誘客を促進 ② インパウンド対策を通じ、外国人とともに日本人も国立公園や国民公園の魅力を満喫できるようにする ③ 利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし消費単価や満足度の向上するための施策を実施し、地域に経済効果をもたらし、一層の自然環境の保全への再投資を促進	平成28年3月に政府(議長:内閣総理大臣)がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして国立公園が位置づけられ、2020年に国立公園訪日外国人利用者数を年間1000万人とする目標を掲げている。2018年の当該利用者数は約694万人となり、利用者数の更なる増加と受入環境整備の強化、満足度の向上に向け、国立公園を磨きあげる以下の取組を実施する。合わせて、国民公園の魅力向上を図る。 ・滞在環境の上質化 * :利用拠点の滞在環境の上質化、多言語解説の整備・充実 ・魅力あるコンテンツづくり * :アタビリティ等と組み合わせたグランピング、国立公園ならではの「食」やナイトタイムを生かしたツアー等の造成、野生動物観光の促進。ビターセンターのインバウンド対応機能強化とデジタル技術を活用した展示促進 ・基盤的な利用施設の整備／長寿命化:登山道の再整備、キャンプ場リニューアル等 ・受入環境の整備:ガイド等の人材育成、利用者負担による保全の仕組みづくり等 ・海外への情報発信:旅行博等への出展、JNTOとの連携によるプロモーション強化 * 等 ・新宿御苑や京都御苑の魅力向上 * :歴史的遺構の整備や体験型コンテンツの造成等	17,871	自然環境局総務課 自然環境局国立公園課 自然環境局国立公園利用推進室 自然環境局自然環境整備課 自然環境局野生生物課	国立公園課:03-5521-8277	※参考:国立公園満喫プロジェクトHP http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/	○					○
73	環境省	(日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうち、)国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業	日本の自然を活かし国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化	国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。	450の内数	自然環境局国立公園課国立公園利用推進室	03-5521-8271	—		○				○
74	環境省	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	国立公園や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進	エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。	28	自然環境局国立公園課国立公園利用推進室	03-5521-8271	http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html		○			○	○
75	環境省	自然公園等事業等(内数)	①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施 ②「明日の日本を支える観光ビジョン構想(平成28年3月)」を踏まえた国立公園等における、外客受入環境整備 ③国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生 ④施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施	政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。 ・自然公園施設等の整備事業 ・自然公園施設等の緊急対策【国土強靱化】事業 ・自然公園等施設における気候変動、防災・減災対策の実施 ・国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区の保全事業 ・国が整備した施設等の維持管理 ・国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援(交付金) ・自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事 ・国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援	10,394	自然環境局自然環境整備課 自然環境局総務課 自然環境局国立公園課 自然環境局自然環境計画課 自然環境局野生生物課	自然環境整備課03-5521-8281	http://www.env.go.jp/nature/park/pamph.html	○					○
76	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業費	近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣による自然生態系への影響、農林水産業等への被害が深刻化しており、平成25年度に策定した「抜本的な鳥獣捕獲対策」において10年後の令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を目標の達成に向け、都道府県等が実施する指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲等を強化する。 また、狩猟における捕獲個体のジビエ利用を促進し、ジビエ利用拡大を図る。	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等が実施する以下の取組を交付金により支援する。 ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の策定 ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 ③ 効果的な捕獲の促進 ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成 ⑥ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援	2,300の内数	自然環境局野生生物課鳥獣保護室	03-5521-8285	https://www.env.go.jp/nature/chqju/reinforce/index.html	○	○				

No.	省庁名	事業名称	当該事業の趣旨・目的	事業内容	令和2年度当初 予算 (単位:百万円)	連絡窓口担当者		事業URL	該当事項					
						所管府省 局庁・課室	電話番号		①中山間地 域等の特性 を生かした 農業と所得 の確保	②農村の地域 資源を活用 し、新たな事 業(農村発イ ノベーション) に取り組む	③地域を維 持するため の将来像を 話し合う	④地域に住み 続けるための 定住条件の整 備や生活イン フラを確保す る	⑤地域を支 える組織体 制や人材を 確保する	⑥地域の魅 力を発信する
77	環境省	一般廃棄物処理施設の整備	①市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。 ②平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。 ③災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。	市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金、補助金による支援が不可欠である。また、今後は災害対応の観点も含め、施設自体の耐水対策や停電時の廃棄物受入対応、充電設備の整備にも力点を置いて支援を行い、災害時のライフラインの確保及びエネルギーセンターとしての活用も図る必要がある。 具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設、メタンガス化施設等) ・最終処分場 ・マテリアルリサイクル推進施設 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・上記に係る調査・計画支援事業 等	59,123	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	03-5521-8337	○ http://www.env.go.jp/guide/budget/r02/r02juten-sesakushu/042_r0212.pdf ○ https://www.env.go.jp/guide/budget/r02/r02juten-sesakushu/043_r0212.pdf ○ https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/1_gaiyo/gaiyo_setsu.html		○		○		
78	環境省	循環型社会形成推進交付金(浄化槽の整備)	① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、昨年度実施した緊急点検の結果として老朽化し破損している浄化槽が多数残存。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたことから、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。 ② 更に、令和元年台風15号及び19号等の災害を踏まえ、早期に復旧できる災害に強い合併処理浄化槽の整備を進め、防災機能の向上、国土強靱化に資する。 ③ また、浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関、民間業者(保守点検、清掃)の有する情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたため、設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備する必要がある。	●浄化槽設置整備事業(個人設置型)(交付率1/3) 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)(交付率1/2) 改正浄化槽法に基づく「公共浄化槽」として市町村が管理する個人設置型事業による浄化槽整備を事業対象に拡大(管理組合等が行う共同浄化槽(100人以内)の整備(流入管を含む)) (交付率1/3、1/2) ●公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)(交付率1/3) 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)(交付率1/2) 商業地域等で通常よりも多量の汚水排出が見込まれる地域における共同浄化槽の入槽規模の特例の設定(交付率1/3、1/2) 市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加(交付率1/3)【令和元年度補正予算～】 ●浄化槽整備効率化事業(交付率1/3) 浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。 地方公共団体(都道府県及び市町村)が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な、設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用(悉皆調査、電子化)及び既に浄化槽台帳を整備している自治体(都道府県及び市町村)が行う、既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用への補助。(交付率1/3)【令和元年度補正予算～】	9,613	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	03-5501-3155	https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/koufu/koufu.html				○		